

ルネサス懇

＜発行者＞
ルネサス関連
労働者懇談会
(ルネサス懇)
意見と情報は、
〒142-0043
東京都品川区二葉
2-20-8 染野ビル
(電機労働者
懇談会気付)
(03) 6421-5323

電機・情報ユニオンへの相談は、



もし仮に、退職の意志が無いにも関わらず、指名退職の面談を持ちかけられたら、どうしたら良いでしょうか。簡単なQ&Aを作成してみました。

1 このような面談に正当性はあるのでしょうか

まず比較となるのが「整理解雇の4要件」です。退職者を会社が一方的に指名して退職を迫ると言うのは、たとえ最終的な意志決定が本人にあるとしても、実態として限りなく整理解雇に近いものです。したがって4要件に近い水準の根拠が求められると考えられます。

4要件の1つは、経営が危機的な状況にあることです。単に「将来の成長のために不可欠だから」とか、「他社もやっているから」というあいまいな根拠ではダメです。面談をする上長は、実行しなければ早晩経営危機に陥る必然性が高いことを、定量的に納得できるように説明することが求められます。

2 今の職場には私の仕事が無いと言われました。

明確な職場単位の業務縮小でないのなら、今の職場での継続勤務が基本です。同じ職場で新規採用や他部門からの異動が最近ありましたでしょうか。一方で人員増強をしておきながら、他方で人員削減をするのはおかしいです。この11月にはISOの内部監査が行われています。評価が低くてご心配な方は、職場の力量表を確認してください。今の仕事に必要な力量があるとしていけば、業務遂行能力があるというエビデンスになります。

もし現在の職場で働き続けたいのであれば、その意志を述べましょう。異動か退職かと言うのは会社が一方的に都合を述べているのですから、あなたはあなたで、ご自身の都合を述べましょう。それに、当人に合った業務の機会

3 やめてくださいと言っているのに、次回も面談を行うと言われました。

退職勧奨の面談は、最大で2回まで（1回目は通知のみで、2回目が意志確認の場合）であり、本人が希望しないにも関わらず2回を超える面談をすることは退職強要にあたります。

4 私は雇用延長者ですが、来年度の契約更新はされるのでしょうか。

もし会社が契約延長できないと言ってきたら、それは高齢者雇用安定法の9条に基づき違法となります。法に従い契約の更新をしないといけません。

5 個人面談を言い渡されました。不安で仕方がありません。

不安ですよ。それでも、退職の意志が無いのであれば、それをはっきり告げることが大切です。

スマホの音声レコーダーは必ず使用しましょう。これは労働者の権利として認められている行為です。TEAM Sでの面談であれば、これも録音をオンにします。録音を止めないと面談が始められないと言われるのなら、場合によっては軟禁にあたります。

個人でリストラ面談を跳ね返すのは、とても厳しいことです。まずは電機・情報ユニオンにご相談ください。

電機・情報ユニオン

困ったら、一人で入れる
電機・情報ユニオンに相談を

連絡先
TEL 03-6421-5323
FAX 03-6421-5324
メール: <denkiunion@gmail.com>

